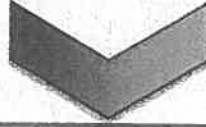


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 29 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 13 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 8 月 31 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	39,330,000 31,464,000		7,866,000	355,367	76,150

物 件 目 録

1 所 在 北区中十条一丁目 4 番地 22

家屋 番号 4 番 22

種 類 居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 5 階建

床 面 積	1 階	63.93 平方メートル
	2 階	66.24 平方メートル
	3 階	66.24 平方メートル
	4 階	66.24 平方メートル
	5 階	66.24 平方メートル

(現況)

種 類 事務所・居宅・車庫



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 16 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 吉 川 直 子

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

(1) 本件建物のために、その敷地（地番 4 番 22、地積 90 平方メートル）、所有者 B）につき借地権（賃借権）が存する。

買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

(2) 地代代払の許可あり。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

1 所 在 北区中十条一丁目 4 番地 22

家屋 番号 4 番 22

種 類 居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 5 階建

床 面 積	1 階	63.93 平方メートル
	2 階	66.24 平方メートル
	3 階	66.24 平方メートル
	4 階	66.24 平方メートル
	5 階	66.24 平方メートル

(現況)

種 類 事務所・居宅・車庫



令和8年(ケ)第40号
令和8年3月30日受理
令和8年4月24日提出
(評価人 岡村淑子)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 白石 圭

物 件 目 録

1 所 在 北区中十条一丁目4番地22

家屋 番号 4番22

種 類 居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺5階建

床 面 積	1階	63.93平方メートル
	2階	66.24平方メートル
	3階	66.24平方メートル
	4階	66.24平方メートル
	5階	66.24平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	北区中十条一丁目2番22号東京技官ビル		
建物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 ☐ 附属建物) ■種類：事務所、居宅、車庫 □構造： □床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を事務所・居宅・車庫（いずれも空室）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項	なお、建物所有者には破産管財人が選任されているが、同管財人が本件物件、その敷地権及び残置動産類一式を含め破産財団から放棄することについて東京地方裁判所民事20部から許可を得ている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐	地方裁判所 保管開始日	支部 令和 年 () 第 号 令和 年 月 日
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

目的外土地の概況 (物件1関係)			
所 在	北区中十条一丁目		
地 番	4番22		
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	90.00平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)		
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)		
その他の事項	なお、賃貸借契約書上の地積は「約89.98平方米(約27.22坪)」とあり、登記上の地積とわずかに異なる。		
■関係人 (■債務者破産管財人) の陳述 / ■回答書及び提示文書 (土地賃貸借契約書) の要旨			
占有権原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐		
占有開始時期	平成30年6月15日		
最初の契約日	平成30年6月15日		
契約日	期 間	平成30年6月15日から令和30年6月14日まで30年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
地代・支払時期等	毎月 金 54,440 円 (毎月末日限り翌月分支払)		
地代前払	☒ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷金・保証金	☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等	令和2年7月9日付けで契約により旧賃借人から債務者への名義変更あり		
地代滞納	☒ ない ☐ ある (令和 年 月 日現在 金 円)		
契約解除	☒ ない ☐ ある ()		
訴訟提起等	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある ☐ 係属中 ☐ 終局 ()		
そ の 他	なお、債権者から令和8年1月29日付けで地代代払許可申立てがなされている。		
執行官の意見	☐ 上記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者破産管財人)	1. 私は所有者（債務者）の破産管財人です。本件建物の案内板には3F部分に「株式会社TGスタッフサービス」、5F部分に「株式会社TGリアルエステート」とそれぞれ記載がありますが、いずれも債務者のグループ会社であり、令和7年9月24日までに退去済みです。本件建物に債務者所有の残置動産類一式が存在しますが、債務者にとって必要なものは全て搬出済みであり、不要品を廃棄できずにそのままとなっているだけです。また、本件建物、その敷地権及び残置動産類一式を破産財団から放棄することについて、破産裁判所から許可を得ております。 2. 債務者からは本件建物に不具合があるとは聞いていません。 3. 本件建物の敷地は借地ですが、令和8年1月分以降、敷地所有者に対して地代の支払いを行っていません。ただ、債権者が代払いしており、滞納はないと聞いています。 (令和8年4月16日面接聴取) 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執 行 官 の 意 見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件建物は、目的外土地上に建てられていて、目的外土地は、本件建物の敷地として使用されていた。目的外土地の概況は3枚目に記載のとおりである。なお、登記上の地積と土地賃貸借契約書上の地積が異なっているものの、土地所有者Bからの回答書には賃借部分が本件対象の土地の一部である旨の記載はなく、その差はわずか約0.02平方メートルであり、測量上の誤差の範囲内であると判断した。
3. 本件建物の占有関係は、
 - ① 本件建物の正面の案内板には債務者会社の表示だけでなく、「株式会社TGリアルエステート」や「株式会社TGスタッフサービス」の表示が存在した。そして、郵便受けに表示はなかったが、初回及び二回目の臨場時において、郵便受け内には株式会社TGスタッフサービス宛の郵便物が1通だけ存在していた。
 - ② 本件建物内は、オフィス家具や建築資材等の動産類が残置されているものの、本件建物への電気及びガスの供給はいずれも停止されており、現在使用されていない様子だった。
 - ③ 上記のような現場の状況、提出された回答書及び前記関係人の陳述等から、2枚目のとおり認めた。
4. なお、所有者（債務者）が本件建物を前所有者から買い受ける際に交付された重要事項説明書においては、本件建物に「アスベスト含有建材が使用されていた可能性があります」とある旨の記載があり、本件建物1階の車庫右奥にある天井の空洞部分から、鉄骨部分に繊維状のものが吹きつけられたような箇所を確認した。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月7日 10:00-10:15	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■建物使用者に対する臨場日時通知書・照会書の差置き
令和8年4月8日 : - :	当庁	■土地所有者Bに対し照会書送付 ■建物所有者（債務者破産管財人）に対する照会（FAX）
令和8年4月16日 10:30-11:05	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■債務者破産管財人Aから面接聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

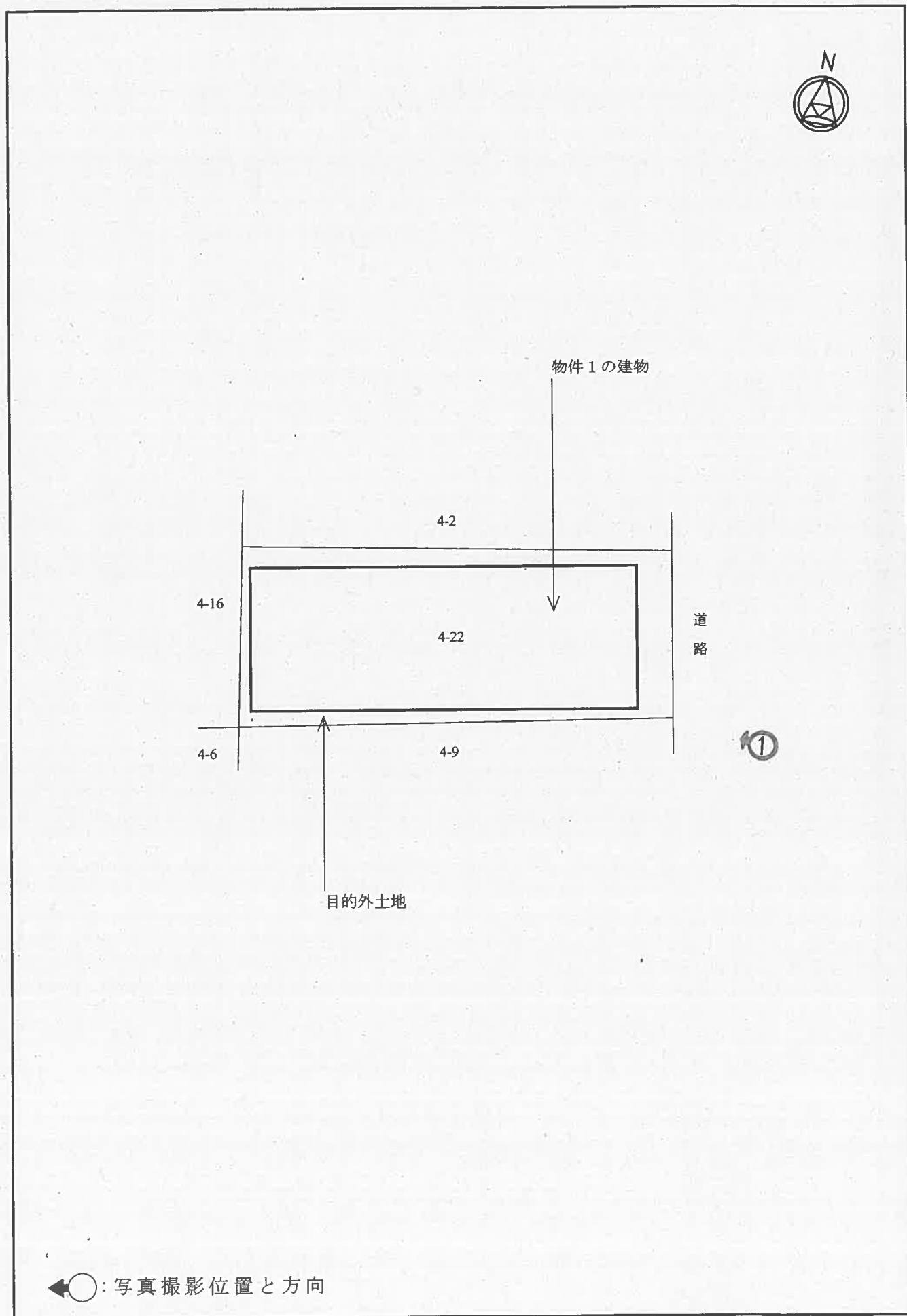
(特記事項)

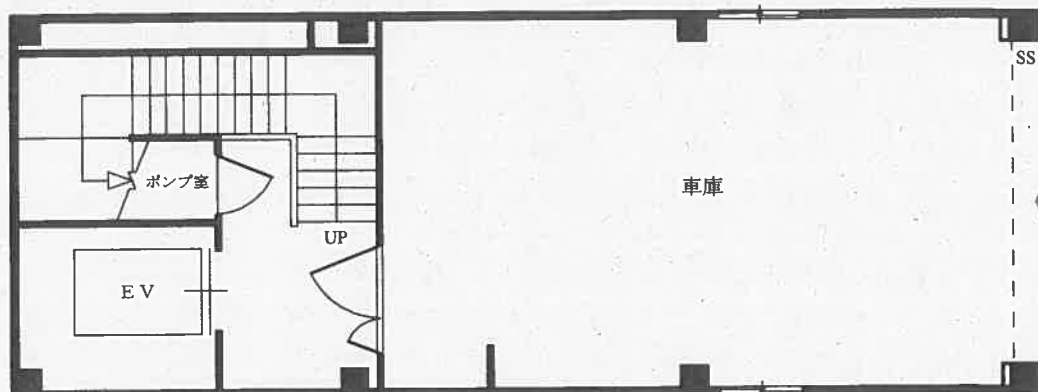
- ☒ 令和8年4月16日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真6葉添付)

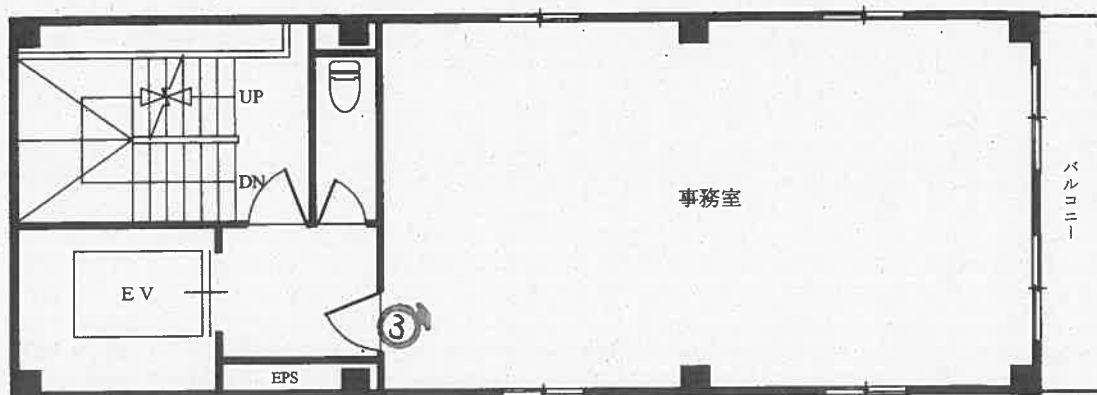
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

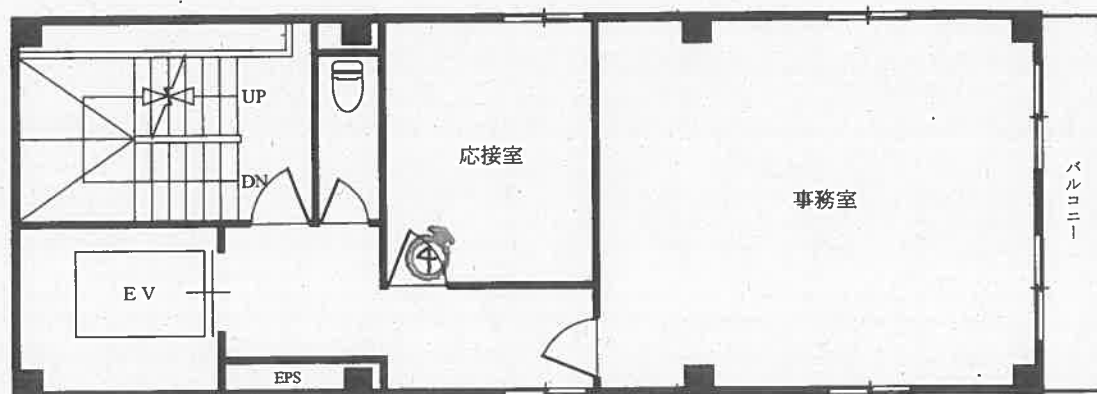




1 階

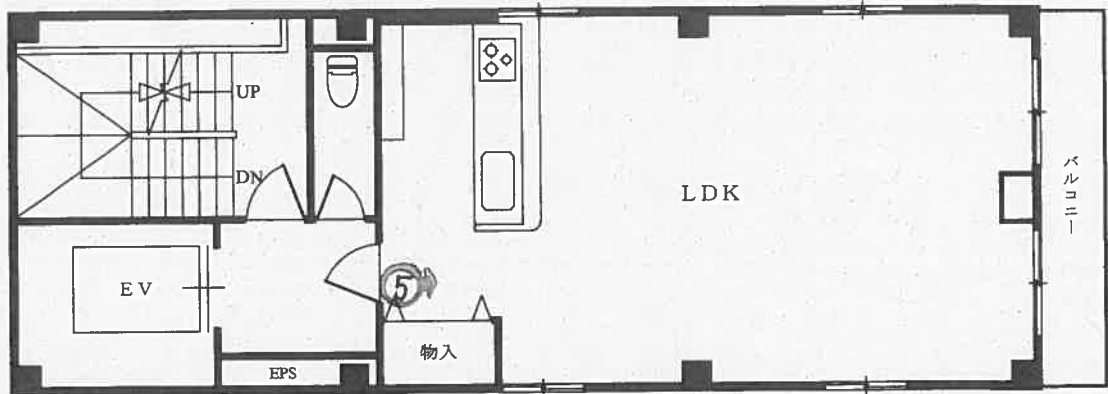


2 階

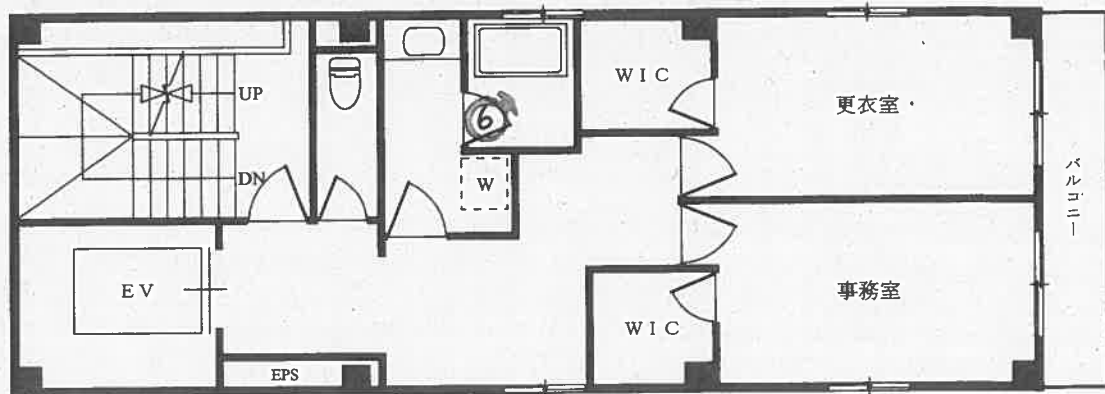


3 階

◀○: 写真撮影位置と方向



4 階



5 階

←○:写真撮影位置と方向

01



02



03



04



05



06



令和8年(ケ)第40号
令和8年4月16日 現地調査
令和8年5月11日 評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 岡村 淑子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 39,330,000円

物件1は、借地権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		種類：事務所・車庫・居宅 住 居 表 示：北区中十条1-2-22 東京技官ビル
	特 記 事 項		
1	本物件は取得後直ちに適法・安全に利用可能な状態であるのかは不明であり、調査・改修・是正等に時間と相当な費用を要する可能性があるので注意を要する。		

※ 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在	北区中十条一丁目 4 番地 22		
家屋 番号	4 番 22		
種 類	居宅		
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 5 階建		
床 面 積	1 階	63.93	平方メートル
	2 階	66.24	平方メートル
	3 階	66.24	平方メートル
	4 階	66.24	平方メートル
	5 階	66.24	平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 建物の敷地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	JR埼京線「十条」駅の南東方約800m（道路距離、徒歩約10分）、JR京浜東北線「東十条」駅の南方約800m（道路距離、徒歩約10分）、北区中十条1丁目2番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	共同住宅、店舗併用住宅等が建ち並ぶ商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80%（指定） 400%（指定） 防火地域 新たな防火規制区域、最低限高度地区（最低7m） 周知の埋蔵文化財包蔵地等
画 地 条 件	地 積 形 状 間口・奥行 地 勢	90.00㎡（登記面積） （借地契約数量は約89.98㎡：約27.22坪である） 概ね長方形 間口約5.6m、奥行約16m ほぼ平坦
接面道路の状況等	北東側で幅員約18.2mの都道（建築基準法第42条1項1号）にほぼ等高に接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	物件1建物の敷地等として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 下 水 道	あり あり あり ※前面道路の本管の有無を基準に、本管が有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。
借 地 契 約 の 概 要	借地権の概要は以下のとおりである。 所 在： 北区中十条1丁目 地 番： 4番22 地 目： 宅地 契約面積： 90.00㎡（借地契約書上は約89.98㎡：約27.22坪） 貸 主： 土地所有者 借 主： 建物所有者 占有権原：賃借権 使用目的：堅固建物保有 占有開始時期：平成30年6月15日 現契約期間：平成30年6月15日から令和30年6月14日まで30年間 地 代：月額54,440円 地代前払：なし 敷金・保証金等：なし 地代滞納：なし 契約解除：なし 訴訟提起等：なし その他： ・令和2年7月9日付で契約により旧賃借人から債務者への名義変更あり。 ・債権者から令和8年1月29日付で地代代払許可申立てがなされている。	

特 記 事 項	借地の登記面積と賃貸借契約書上の面積が若干異なるが、本件においては差異がわずかであるため、平成21年に土地分筆の際に作成された法務局の地積測量図に基づく登記面積90.00㎡を採用する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況(物件1)

区 分	主 である 建 物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成13年3月30日新築 約25年 約10年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺5階建 タイル、ALC等 ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング、タイルカーペット等 キッチン、トイレ、浴室、エレベーター等
床 面 積（現 況）	1階 2階 3階 4階 5階 延	63.93㎡ 66.24㎡ 66.24㎡ 66.24㎡ 66.24㎡ 328.89㎡
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	事務所・車庫・居宅 1階：車庫、エントランス等 2.3階：事務所 4階：LDK 5階：浴室、洗面所、事務所等
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	建物所有者が事務所・車庫・居宅（いずれも空室）として利用している。	
特 記 事 項	・1階車庫右奥にある天井の空洞部分から、鉄骨に吹付があるのを確認した。売買の際の重要事項説明書によると、アスベスト含有建材の使用がある可能性があるが、アスベストの調査は行われておらず、実態は不明であるとのことである。また、重要事項説明書によると再建築・増改築等の際に地盤補強工事が必要になる可能性があるとのことである。 ・令和7年2月28日付昇降機の定期検査報告書概要書によると、エレベーターが既存不適格で是正の指摘があるとのことである。 以上より、本物件は取得後直ちに適法・安全に利用可能な状態であるのかは不明であり、調査・改修・是正等に時間と相当な費用を要する可能性があるので注意を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
350,000	× 328.89	× 0.17	= 19,570,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 経過年数約 25年、 経済的残存耐用年数約 10年、 観察減価率 40%減（建物の状況等を考慮）
耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数 + 経済的残存耐用年数） ×（1 - 観察現価率）

現価率 = 10年 ÷（25年 + 10年） ×（1 - 0.40） = 0.17 （小数第3位を四捨五入）

② 土地価格

物件1の敷地（借地権）の建付地価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ			
1,060,000	× 1.00	× 90.00	× 0.90	= 85,860,000

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は近隣地域において土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

基準地 北5-8

（公示価格等） （時点修正） （標準化補正） （地域格差） （規準価格）
 $1,060,000 \text{ 円/㎡} \times 110 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 110 = 1,060,000 \text{ 円/㎡}$
 （上三桁未満四捨五入）

時点修正：基準地の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：基準地は、標準的であり補正なし。

地域格差：基準地の地域は、交通接近条件、環境条件等で優れること等を考慮した。

イ 個別格差： なし。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して、10.0%と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた基礎となる価格（建物価格）に、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
85,860,000	× 0.59	借地権	= 50,660,000

ア 建付地価格：前記1②オ

イ 土地利用権等割合：土地利用権等は借地権と判定し、その割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を勘案して査定し、名義書換料を考慮して下記のとおり求めた。

土地利用権等割合：借地権割合 × (1-名義書換料)

土地利用権等割合 = 0.65 × (1-0.1) = 0.59 (少数第3位を四捨五入)

② 評価額

建物価格 (円) ア	土地利用権等 価格の加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) カ
(19,570,000	+ 50,660,000)	× 1.00	× 0.7	× 0.8	= 39,330,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：借地権付建物の市場流通性や物件1特記事項等を考慮した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格 北5-8

所 在 : 北区王子本町一丁目28番10外 「王子本町1-28-5」
価 格 : 1,060,000 円/㎡
位 置 : 王子駅、道路距離約550m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 324㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南西側 20m都道
用 途 指 定 等 : 近隣商業地域、建ぺい率80%、容積率400%、防火地域等
地 域 の 概 要 : 店舗兼共同住宅、共同住宅等が建ち並ぶ商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写 (A3をA4に縮小)

建物図面・各階平面図写 (A3をA4に縮小)

以 上

令 和 8 年 5 月 11 日

評価人 不動産鑑定士

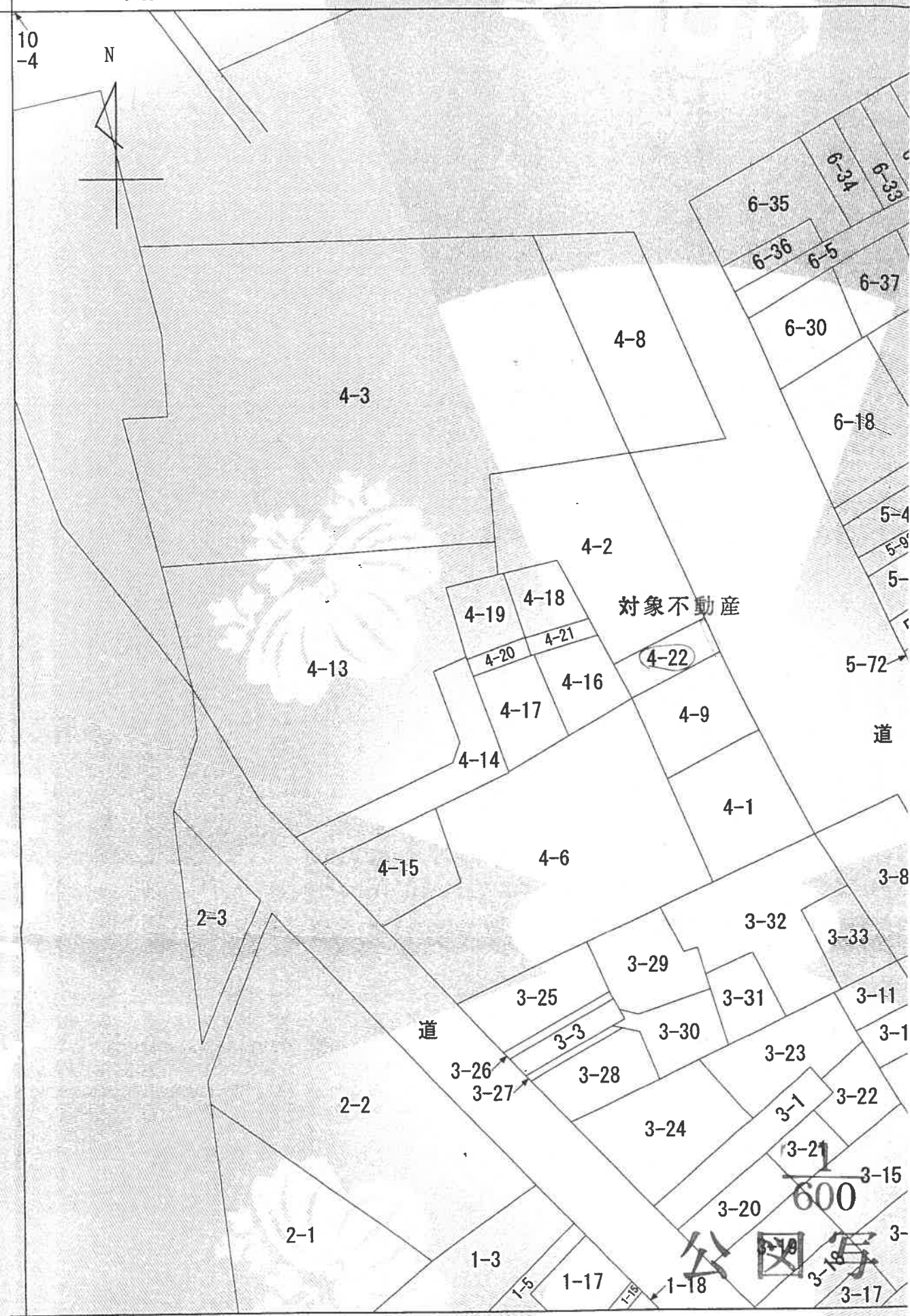
岡村淑子



イ 5-68 ハ 6-26 ホ 6-42 ト 5-135 リ 5-86 ル 5-109
 □ 5-85 ニ 5-134 ヘ 6-39 チ 5-67 ス 5-108 ヅ 5-109

10
-4

N



登記年月日：平成21年7月10日

令和8年1月14日
(東京法務局北出所管轄)
東京法務局

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

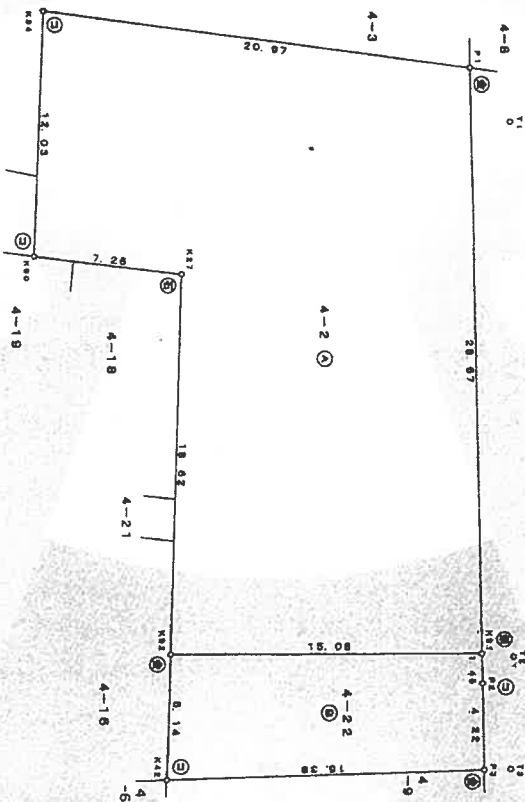
地積測量図

地番	4-2.-22
土地の所在	北区中十条一丁目

地積計算表					
地番	4-2	①	X_n	Y_n	$X_{n+1}-Y_{n-1}$
N0					
K91	74.219	104.127	8.123		602.880937
P1	102.119	87.513	-27.527		-2811.028713
K94	100.491	76.500	-18.787		-1887.924417
K90	88.644	78.726	9.356		828.530552
K27	89.208	85.858	10.644		852.252544
K92	70.993	89.390	18.195		1289.671817
			合計		-1024.418280
			合計面積		512.2091400
			地積		512.20
					m ²

地番	4-22	②	X_n	Y_n	$X_{n+1}-Y_{n-1}$
N0					
K91	74.219	104.127	-15.072		-1118.628768
K92	70.993	89.390	-13.604		-985.788772
K42	64.949	90.523	16.057		1042.886093
P3	68.701	105.447	13.838		857.633238
P2	72.805	104.452	-1.320		-86.102600
			合計		-180.010808
			合計面積		90.0054040
			地積		90.00
					m ²

点名	X座標	Y座標	備考
T1	100.000	100.000	鉄
T2	74.508	106.046	鉄
T3	68.143	107.158	鉄



座標系：任意座標

境界点	境界線の種類
①	鉄
②	金網
③	コンクリート杭
④	計算点
⑤	ミカヅ石杭

作成者

申請人

(東京土地家屋調査士会館紙)

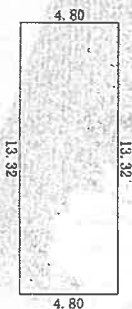
縮尺 1/250

登記年月日：令和2年2月4日

各階平面図

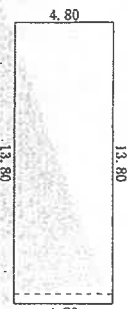
家屋番号	4番22	建物図面
建物の所在	北区中十条一丁目4番地22	

1階

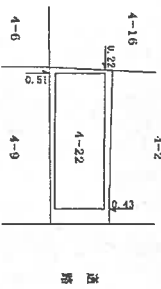


求積表	
13.32×4.80	63.9360
合計	63.9360
床面積	63.93 m ²

2階～5階
(各階同型)



求積表	
13.80×4.80	66.2400
合計	66.2400
床面積	66.24 m ²



(単位：m)

作製者		縮尺	1 / 250	申請人		縮尺	1 / 500
-----	--	----	---------	-----	--	----	---------

令和8年1月14日 東京法務局
(東京法務局北出張所管轄)
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記官